

# けんろく 通信

K E N R O K U

No.030  
2020.04



弁護士法人  
兼六法律事務所

URL <https://kenroku.net/>

[金沢事務所]  
〒920-0932 金沢市小將町3番8号  
TEL 076-232-0130 FAX 076-232-0129

[白山事務所]  
〒924-0882 白山市八ツ矢町268番地  
サンハイムおかりや404号  
TEL 076-287-6746 FAX 076-287-6756



## Abema TV に出演！

白山事務所 所長 弁護士 小堀 秀行

Hideyuki Kobori



Point!

プロダクトアウト



マーケットイン  
顧客目線で考える

弁護士が、できることを  
お客様に提供

お客様のニーズから、  
弁護士が新たなサービス  
を提供

先日、AbemaTVの「株式会社ニシノコンサル」という番組に出演しました。キングコングの西野亮廣氏が、様々な会社をコンサルするという番組です。今回は、Kaizen Platform社長の須藤憲司氏が加わって、種々のアドバイスをもらうことができました。

多くのアドバイスに共通することは、すべて顧客目線で考えるということです。広報に関しても「我々の法律事務所はこんなことができます」というスタンスではなく、「このお悩みは弁護士がこう解決します」というように、具体的な悩みから入っていくことが大切だと言われました。

あらゆる業界において、プロダクトアウトからマーケットインへの流れが加速しており、弁護士も例外ではないと知らされました。突然のコロナウイルス流行など、明日が読めない時代となっています。これらもどんなことが起きるか分かりません。

時代に即応した法律事務所となるべく、日々努力を続けていきたいと思えます。

## 新任弁護士ご挨拶



弁護士 太田 圭一  
Keiichi Ohta



2月から金沢事務所に加入した弁護士の太田です。弁護士が少ない地域で、地域の方々の力になりたい、福祉や行政と連携し、困難に直面している方々の支援をしたいと考え、法テラスの弁護士として10年間働いてきました。

新たな分野にも挑戦し、一層自己研鑽を積んで、皆様のお役に立てるように精一杯努力します。よろしくお願いいたします。

弁護士 竝木 信明  
Nobuaki Namiki



これまで5年間裁判官をしており、この度、弁護士の職務経験を積むことができる制度で、当事務所に入所しました、竝木と申します。出身は茨城県で、金沢での生活は初めてですが、街並みの素晴らしさに心惹かれています。

弁護士として新人の未熟者ですが、皆様のお役に立てるよう一生懸命精進致します。どうぞよろしくお願いいたします。

**Check!** 社長のお悩み相談カフェ 

Special Menu 消滅時効の改正 ~今までと、これからの話~

企業法務に注力している。企業法務分野に取り組む際には、『**経営者のパートナーとして会社をよくしていく**』という姿勢を一貫しており、企業の「考え方」を共有し、寄り添うことを大切にしている。

弁護士 **森岡 真一** Shinichi Morioka 好きな飲み物 コーヒー



**今までの消滅時効**

今回の民法改正で、消滅時効について改正されると聞きました。そもそも、**消滅時効とはどんな制度**なのでしょうか。

消滅時効とは、ごく簡単に言うと、**権利が行使できるのに長期間にわたって権利を行使しないでいると、その権利が消滅するという制度**です。

その消滅時効について**どんな改正**がされたのですか。

いくつか改正点がありますが、重要な改正の一つが、**時効期間に関する改正**です。

時効期間ですか…。改正前はどのようなルールだったのでしょうか。

権利の性質に応じて、**いくつかの時効期間が設定**されていました。通常の権利であれば権利を行使できる時から10年間、会社が銀行からお金を借りた場合など商取引上の債権は5年間、飲食料の債権や弁護士の報酬請求権などは、もっと短い時効期間が定められていました。

**これからの消滅時効**

改正後はどのようなのでしょうか。

権利の性質にかかわらず**時効期間はほとんどが一本化**され、

原則として、**権利を行使できることを知った時から5年、権利を行使できる時から10年の時効期間**になります。

よく分かりました!  
**消滅時効に関して、気を付けるべきことはありますか。**

**時効期間には例外規定があり、複雑な場合**もあります。

**時効にかかってしまうと債権を回収することが難しく**なりますので、お困りのことがあれば、遠慮なくご相談下さい!

ありがとうございました!  
何かあれば、すぐご相談します。

**身元保証・終活サービス 本格スタート!!**

HP公開しました!

一般社団法人シニアサポート北陸は、当法律事務所の弁護士が立ち上げました、身寄りのない方等の身元保証を引き受ける団体です。2020年元日に北國新聞にて掲載を頂き、本格的にスタートしました! 高齢者の方、ご家族の方、施設の方からのご相談を頂いています。

HPが完成致しました! 一度ご覧ください!

シニアサポート北陸 検索



シニアサポート北陸   SNS始めました!

シニアサポート北陸 マスコットキャラクター ホーホーくん



**SDGs × 兼六法律事務所での取り組み**

兼六法律事務所では、**SDGsについて知り、考える勉強会を開催**しています。理念である、「法的サービスの提供を通じて社会を幸福にします」を軸に、自分たちに何ができるのか? そして、働きがいも経済成長もを達成できる法人となるべく、日々変化を続けています。

勉強会の中で、「**こういう会社で働きたい**」をテーマに、チームでワークを行いました。いくつかのテーマが出ましたが、実はそのワーク後、どんどん社内改革が進んでいき、「働きたい」職場に変化して行っています!

**ワーク** **健康** **社内交流**

外部講師をお呼びして、呼吸を整える運動

兼六食堂

職員が料理を振る舞う食堂! 笑顔と会話があふれる職場にUP!



## しばた未来弁護士が独立しました

近江町市場の目の前に、おせっかいな法律相談所を開所します。

『子どもの貧困』が社会問題とされています。でも、私たちが目にする子どもの貧困の大半は、実は母子家庭の貧困です。

母子家庭の54%が相対的貧困ライン以下の生活をしていると言われています。

私達が離婚事件で目にする給与明細も10万円台前半が大半です。

しかも、養育費の支払いを継続して受けているのは全国平均で25%に過ぎないと言われています。

これで、人並みの暮らしなどできるはずがないのに、世の中「貧困は自己責任」の大合唱。

これって、おかしくないですか？

この問題を解決するには、まずは世帯収入を上げなければなりません。そのためには養育費の取り決めと回収を強化すること、滞納された時の貸付制度を整えること、そして就労支援が絶対に必要だと思いました。

その他いろいろなサポートの場として、『しばた未来法律事務所』を立上げることにしました。

弁護士の専門外のことは、助産師さんやその道の専門の方々に助けをお借りします。

ひもじく心細い思いをする子ども達や、子どもにお腹いっぱい食べさせてあげられずに悩んでいるお母さん達に、みんなでおせっかいをしたいのです。おせっかいな法律相談所、どうぞ皆さま応援してくださいね！



事務の高塚さんと柴田弁護士(右)

**家庭のお困りごと、全部まとめておせっかい。**

- 離婚 ● 養育費 ● 財産分与
- DV被害 ● ストーカー被害
- 就労相談・支援 ● 育児相談・支援

女性の相談 初回無料

**[所在地]**  
石川県金沢市武蔵町1-14 2階

**[電話]**  
076-213-5601

詳しくはホームページをご覧ください。

しばた未来法律事務所

New Member

## 新人紹介



金沢事務所スタッフ  
**室田 奈津子**  
Natsuko Murota

今年2月に入所した室田です。「法的サービスの提供を通じて社会を幸福にします」の理念に感銘を受けました。少しでもそのお手伝いをしたいと思えます。どうぞよろしくお願ひ致します。



司法修習生  
**村谷 淳**  
Jun Muraya

第73期司法修習生の村谷です。石川県出身です。先生方のご指導の下、これまでの社会経験を活かし法曹として活躍できるよう、しっかりと準備をしておきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 編集後記

けんろく通信は、今回で30号目です！いつもお読みいただき有難うございます。今回はニシノコンサルをはじめ、事務所の変化を感じられたかと思ひます。今後の兼六法律事務所にご期待ください！

(担当:千葉)

